

地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護事業所
介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

アットホームあいきり運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社アットが運営するアットホームあいきり（以下「事業所」という。）が行う地域密着型サービス認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員及び計画作成担当者（以下「介護従業者等」という。）が、要介護・要支援状態にある高齢者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従業者等は、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能向上訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態等になった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実地に当たっては、保険者及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 アットホーム あいきり
- ② 所在地 愛知県名古屋市西区玉池町255番

(事業所の営業等)

第4条 事業所の営業日及び時間は、年中無休の24時間体制とする。

2 事業のサービス提供地域は、地域密着型サービス事業の規定に基づき名古屋市内に住所地のある利用者とする。尚、名古屋市以外の住所者については、名古屋市及びその利用者の保険者の指示に従うものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に配置する介護従事者は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名

② 計画作成担当者 3名（1名は介護支援専門員とする）

③ 介護職員 6名 以上

介護職員は、各ユニットに夜間帯を通して必ず1名以上配置し介護業務を行う。
（常勤換算を3対1以上とする）

（ユニット数と入所定員）

第6条 事業所は2ユニットとする。 各々1ユニットの入所定員を9名とし、2ユニット合計で入所定員18名とする。

（事業の内容及び利用料等）

第7条 事業（認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護）の内容は次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額に従い、当該認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理サービスであるときは、その介護負担割合以外を介護報酬に請求し、残額（介護負担割合）を利用者負担額とする。

- ① 入浴（毎日）、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能向上訓練
- ③ 療養上の世話
- ④ 健康チェック

2 介護保険料とは別に以下の費用を徴収する。

<入居時費用>	・入居敷金	300,000円
<月額利用料>	・家賃	61,500円/月
	・食材費	46,950円/月 (朝食425円、昼食570円、夕食570円の1ヶ月30日にて計算)
	・水道光熱費	18,600円/月
	・管理費	7,950円/月

3 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

4 サービス記録等の複写代（コピー代）1枚10円を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け、同意を得ることとする。

（入居に当たっての留意事項）

第8条 介護従業者等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 共同生活の規則はグループホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(苦情処理)

第9条 利用者または身元引受人は、提供された介護サービスに苦情がある場合は、いつでも施設の苦情相談窓口または市町村等の苦情申立機関に申し立てることができる。

その場合、事業所は迅速、適切に対処し、サービスの向上・改善に努める。

- ・アットホームあいり相談窓口 担当 管理者 052-509-5115
- ・愛知県国民健康保険団体連合会 052-971-4165
- ・名古屋市役所介護保険課 052-972-3087

(緊急時等における対応方法)

第10条 介護従業者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、名古屋市消防局の指導の基に防火管理の責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、自衛消防隊の編成と非常災害に備え、防災機器点検と夜勤帯及び日勤帯の避難誘導・通報・初期消火等の初動訓練等を行う。

(医療連携体制と方針)

第12条 事業所は、利用者の重度化に対する考え方と終末期介護の対応を定め、夜間緊急時の医療機関との連携に係わる対応マニュアルを作成し担当看護師を配置する。

- 2 事業所は、連携医療機関と契約を結び緊急時の対応を確保する。
- 3 事業所は、上記の医療連携体制と終末期介護について利用者に十分な説明をし、その同意を受けるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は勤務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含む

ものとする。

- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社アットと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- | | | |
|-------|-------|--|
| 平成17年 | 4月15日 | 管理者及び計画作成担当者変更により第5条を変更する。 |
| 平成18年 | 3月21日 | 計画作成担当者変更により第5条を変更する。 |
| 平成18年 | 4月1日 | 介護保険法改定に係わる変更をする。 |
| 平成19年 | 4月1日 | 管理者代行に係わる変更をする。 |
| 平成19年 | 6月16日 | 管理者に係わる変更をする。 |
| 平成20年 | 3月1日 | 計画作成担当者及び看護師変更により第5条を変更する。 |
| 平成20年 | 6月30日 | 計画作成担当者変更により第5条を変更する。 |
| 平成20年 | 9月1日 | 計画作成担当者代行に係わる変更をする。 |
| 平成21年 | 2月1日 | 計画作成担当者に係わる変更をする。 |
| 平成21年 | 9月1日 | 計画作成担当者変更により第5条を変更する。 |
| 平成22年 | 4月1日 | 管理者に係わる変更をする。 |
| 平成24年 | 1月21日 | 管理者に係わる変更をする。 |
| 平成25年 | 6月1日 | 計画作成担当者変更により第5条を変更する。
苦情処理窓口の変更により第9条を変更する。 |
| 平成25年 | 8月1日 | 利用料金変更により第7条を変更する。 |
| 平成27年 | 4月1日 | 入居時費用変更により第7条を変更する。 |
| 平成30年 | 4月1日 | 従業員に係わる変更をする。 |
| 平成31年 | 4月1日 | 従業員に係わる変更をする。 |
| 令和 元年 | 10月1日 | 利用料金変更により第7条を変更する。 |
| 令和 3年 | 4月1日 | 管理者及び計画作成担当者変更により第5条を変更する。 |
| 令和 4年 | 4月1日 | 管理者及び計画作成担当者変更により第5条を変更する。 |